

ID: 323

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

処分の概要	目的外の利用許可		
例規名 根拠条項	名寄市畜産センター条例 第9条第1項		
例規番号	平成18年条例第171号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (目的外の利用許可)  第9条 行商、売店、展示場の設置その他これらに類する行為をするため、畜産センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。  2 前項の利用については、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日